

防火対象物使用開始届出書

① 年 月 日

大島町消防本部
消防長 殿

② 届出者
住 所
電 話 ()
氏 名

下記のとおり、防火対象物又はその部分の使用を開始したいので、火災予防条例第107条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

③ 防火対象物の概要	④ 建物	所在地				
		名称				
		構造	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 (<input type="checkbox"/> イ・ <input type="checkbox"/> ロ-1・ <input type="checkbox"/> ロ-2) <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他()			
		階層	地上 階 ・ 地下 階			
		面積	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
		用途	()項 ()			
	⑤ 事業所	名称	電話 ()			
		事業所のある階	階			
		床面積	m ²			
		用途	()項 ()			
⑥ 工事等種別	建物の場合	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> その他()				
	事業所の場合	その他()				
⑦ 工事等開始日	年 月 日	使用開始日	年 月 日			
⑧	設計者	担当 電話 ()				
	施工者	担当 電話 ()				
※ 受付欄		※ 経過欄				

- 備考
- 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
 - 同一敷地内に管理権原が同一である2以上の防火対象物がある場合は、主要防火対象物のみ本届出書とし、他は防火対象物の概要欄を別紙として防火対象物ごとに作成し、添付することができる。
 - 事業所欄は、事業所に関する届出の場合に記入すること。
 - 防火安全技術講習修了者が本届出書の内容について消防関係法令に適合しているかどうかを調査した場合は、修了証の写しを添付すること。
 - 石油機器技術管理講習修了者が地震動等により作動する安全装置を設けることとされている設備又は器具を設置（変更）する場合は、修了証の写しを添付すること。
 - ※欄には、記入しないこと。

【記入要領】

- ① 届出日を記入してください。
- ② 届出者（防火対象物を使用（変更）しようとする者）の住所、電話番号及び氏名を記入してください。 ※ 法人の場合は、法人名及び役職名を併記してください。
- ③ 「建物」「事業所」欄
建物全体を使用しようとする場合は建物欄のみに記入してください。事業所の入れ替え等に伴う届出の場合は建物欄及び事業所欄に記入してください。
- ④ （建物欄）
「所在地」欄
使用しようとする防火対象物の所在地を記入してください。
「名称」欄
使用しようとする防火対象物の名称を記入してください。
「構造」「階層」欄
使用しようとする防火対象物の構造に該当するものにチェックをし、階層を記入してください。
「面積」欄
(1) 建築面積 使用しようとする防火対象物（全体）の建築面積を記入してください。
(2) 延べ面積 使用しようとする防火対象物（全体）の延べ面積を記入してください。
「用途」欄
防火対象物全体について、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の用途のうち、該当するものを記入してください。
- ⑤ （事業所欄）
「名称」欄
使用しようとする事業所の名称、電話番号を記入してください。
「事業所のある階」欄
使用しようとする事業所がある階を記入してください。複数の階を使用する場合は、使用しようとするすべての階を記入してください。
「床面積」欄
使用しようとする事業所が使用する部分の床面積を記入してください。
「用途」欄
使用しようとする事業所の用途を記入してください。
- ⑥ 「工事等種別」欄
建物全体の使用しようとする場合は「建物の場合」欄に記入してください。事業所の入れ替え等に伴う届出の場合は「事業所の場合」欄に記入してください。

次の工事等の種別のうち、該当するものにチェックをしてください。

- (1) 新築
新たに防火対象物を造る工事をいう。
- (2) 増築
既存の防火対象物の床面積を増加させる工事をいう。
- (3) 改築
防火対象物の全部を除却し、又はこれが滅失した後、引き続き同一敷地内において、位置、用途、規模及び構造の著しく異ならない防火対象物又はその部分を造る工事をいう。
- (4) 用途変更
既存の防火対象物の用途を他の用途に変更することをいう。

(5) 移転

同一敷地内において防火対象物の位置を移すことをいう。なお、防火対象物を別の敷地に移すのは、新築又は増築である。

(6) 模様替え

防火対象物の全部又は一部の除却又は滅失を伴わないが、主要構造部について以前の状態を変更する工事をいう。

(7) 修繕

防火対象物の全部又は一部の除却又は滅失を伴わない段階における主要構造部の原状回復的工事をいう。

(8) その他

上記以外をいう。

⑦ 「工事等開始日」欄

防火対象物又は事業所の工事等に着手した日(用途変更など工事を行わない場合は、什器の搬入等に着手した日)を記入してください。

「使用開始日」欄

防火対象物又は事業所の使用を開始する日を記入してください。

⑧ 「設計者」欄

工事等に係る設計をした者の氏名及び電話番号を記入してください。

※ 法人の場合は、法人名を記入し、担当者を記入してください。

「施工者」欄

工事等に係る施工をした者の氏名及び電話番号を記入してください。

※ 法人の場合は、法人名を記入し、担当者を記入してください。